

2026 年 9 月 30 日

蓄電池ネットワークサービスの約款・特約の改定に関するお知らせ

東京ガス株式会社

平素より東京ガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、多くのお客さまにより一層ご利用いただきやすいサービスを目指し、「蓄電池ネットワークサービス」の約款・特約を改定する運びとなりましたので、下記の通りご案内申し上げます。

1. 対象のお客さま

- ・蓄電池ネットワークサービスにご加入中のお客さま
- ・蓄電池制御サービスにご加入中のお客さま

2. 約款・特約改定時期

2026 年 11 月 1 日より適用いたします。

3. サービスの主な改定内容について

① 蓄電池制御サービスの統合について

現在ご利用中の「蓄電池制御サービス」は、2026 年 11 月 1 日より「蓄電池ネットワークサービス」へ統合され、同日以降は蓄電池ネットワークサービスの約款が適用されます。

※本内容は、現在「蓄電池制御サービス」にご加入中のお客さまのみが対象です。

②蓄電池ネットワークサービスの情報表示機能(Web ページ)の提供開始について

太陽光発電設備・蓄電池導入による電気代削減効果の目安額や遠隔コントロールの実績などをご確認いただける専用の情報表示機能(Web ページ)の提供を開始いたします。

③ 逆潮流制御に対する報酬還元の開始

現行の「卒 FIT 逆潮流特約」を「おたすけ特約」へ改称し、蓄電池からの逆潮流制御へのご協力に応じて、報酬をお支払いする仕組みを新たに開始いたします。報酬は、太陽光電力買取サービスの買取代金に合わせてお支払いいたします（お支払いの時期・方法は同サービスと同じです）。

※本内容は、現在「卒 FIT 逆潮流特約」にご加入中のお客さまのみが対象です。

○おたすけ特約の適用条件

おたすけ特約の適用には、以下の条件をすべて満たす必要があります。条件を満たさない場合は、おたすけ特約の適用ができないことがあります。ご了承ください。

- ・ 当社の電気（電気需給契約）と太陽光電力買取サービスをご契約中で、蓄電池ネットワークサービスと契約名義が一致していること
- ・ 電気のご契約において、電磁的方法によるお知らせ・書面提供にご同意いただいていること
- ・ 対象の蓄電池が、当社指定の機種・設定・系統連系申請など、逆潮流制御が可能な状態であること
- ・ 蓄電池が設置されているご自宅にサービスブレーカーが設置されておらず、逆潮流により発電側課金制度の対象とならないこと

※報酬単価の詳細は「おたすけ特約」別紙をご確認ください。

※報酬額の目安は、蓄電池ネットワークの web サイトにてご確認ください。

④ポイントの進呈終了

サービス内容の見直しにともない、「蓄電池ネットワークサービスのポイントに関する要項」、「蓄電池制御サービスのポイントに関する要項」を廃止し、ポイントの進呈を 2026 年 12 月分をもって終了いたします。なお、最終回分のポイントは 2027 年 1 月に進呈いたします。

その他改定内容の詳細につきましては、【別紙】蓄電池ネットワークサービス約款・特約 変更点をご確認いただきますようお願い申し上げます。

今後とも東京ガスをよろしくお願いいたします。

【別紙】蓄電池ネットワークサービス約款・特約 変更点

本表は、主な変更点を記載しています。用語の統一や表現の整理等、実質的な変更をともしない改定は記載を省略しています。

改定後の約款・特約の全文は当社ホームページをご確認ください。

※第 10 条（電磁的方法による通知・提供）の新設にともない、現行の第 10 条以降は条数を 1 条ずつ繰り下げています。

条項	変更前	変更後
I. 蓄電池ネットワークサービス約款		
第 1 条	なお、2025 年 4 月 1 日以降に本サービスにお申込みいただき、当社所定の加入条件を満たすお客さまについては、本約款に加えて、「卒 FIT 逆潮流特約」（以下、「特約」といいます。）が適用されます。	なお、当社所定の加入条件を満たし、当社が「おたすけ特約」（以下「特約」といいます。）の適用を認めたお客さまについては、本約款に加えて特約（別紙を含みます。以下同じ。）が適用されます。
	また、2025 年 4 月 30 日までに「IGNITURE 蓄電池サービス」に加入済みで、2025 年 5 月 1 日以降、本約款の適用を受けるお客さまについては、当社所定の加入条件を満たす場合、本約款に加えて、「国の DR 補助金特約」および「卒 FIT 逆潮流特約」（当該お客さまについては、これらを総称してまたはそれぞれを指して、「特約」といいます。）が適用されます。	削除
	新設	また、2026 年 10 月 31 日時点で「蓄電池制御サービス」に加入済みのお客さまについては、2026 年 11 月 1 日以降、本約款が適用されます。
第 2 条	2 当社は、…容量市場等の発動指令およびお客さまの光熱費等を考慮して、…当社の任意の組み合わせで、お客さまの蓄電池（別に定める蓄電池をいい、以下「対象設備」といいます。…）の充電、放電および待機運転等の動作を行います。	2 当社は、…容量市場および需給調整市場等の指令、お客さまの光熱費等を考慮して、…当社の計画に基づき、お客さまの蓄電池（お客さまの本サービスへの申込時点において、当社ホームページ上で対象機種として定める蓄電池をいい、以下「対象設備」といいます。…）の充電、放電および待機運転等の動作を行います。
	4 当社は、…ポイント等を付与することがあります。当社は、お客さまに事前に通知することなく、ポイント等の付与条件を新設、変更、終了することができるものとします。	4 当社は、…特典等を提供することがあります。当社は、お客さまに事前に通知することなく、特典等の提供条件を新設、変更、終了することができるものとします。
	新設	5 当社は、本サービスに関連して、対象設備の制御予定、制御実績、光熱費等の目安額、本サービスによる光熱費の削減額その他の経済的メリットの目安額等を表示する機能（以下「情報表示機能」といいます。）を提供します。
	新設	6 情報表示機能により表示される情報は、対象設備から取得したデータ等に基づく参考情報です。光熱費の削減額その他の経済的メリットの目安額は、当社が定める前提条件のもとで、本サービスによる制御を行わなかった場合を仮定して算出した試算値であり、実際の制御内容、スマートメーターで計量した電力量、電気料金、電気の買取額、報酬還元額その他の金額または数量と一致しない場合があります。
	新設	7 当社は、情報表示機能の内容、表示項目、表示方法または提供条件を変更し、または情報表示機能の全部または一部の提供を停止もしくは終了することがあります。
第 3 条	1 (10) 2025 年 4 月 1 日から 2025 年 4 月末日までにお申し込みの場合には、当社が別途提供する「蓄電池制御	削除

条項	変更前	変更後
	サービス」又は「IGNITURE 蓄電池サービス」に加入済みでないこと	
	新設	1 (9) 本約款および特約の適用に必要な系統連系申請および機器設定を行うことに同意すること
第4条	新設	(6) 対象設備の遠隔制御に用いるネットワーク機器について、独立行政法人情報処理推進機構が定めるセキュリティ要件適合評価及びラベリング制度の認定を受けた機器を原則として利用すること
	新設	(7) 申込時または本契約期間中に当社へ届け出た電子メールアドレスその他の連絡先を正確かつ最新の状態に保ち、当社からの連絡を受領可能な状態を維持すること。連絡先に変更が生じた場合は、速やかに当社所定の方法により届け出ること
第7条	1 お客さまが本サービスの利用を終了する場合、3か月前までに当社へ所定の方法にてお申し出いただくことで本契約の解約手続きを行うものとします。	1 お客さまが本サービスまたは特約の利用を終了する場合、当社所定の方法により当社へ申し出るものとします。なお、転居等のやむを得ない事由による解約の場合は、所定の手続きが必要となりますので当社にお申し出ください。
	新設	2 本契約または特約は、前項の申し出を当社が承諾した日（以下「解約日」といいます。）に解約となります。
	2 お客さまから前項の利用終了、解約のお申し出がなされた場合であっても、当社が当該お申し出を受理して解約手続が完了するまでの間（お申し出日から最大で1か月半程度）は、対象設備に対する遠隔制御が行われます。なお、転居等のやむを得ない事由による解約をご希望される場合は、所定の手続きが必要となりますので、当社にお申し出ください。	3 本契約または特約が、特約第3条第3項もしくは第4項に基づき終了した場合、または本条第5項に基づき解除された場合、その効力が生じた日を「終了日」といいます。対象設備の遠隔制御（特約のみが解約または終了した場合は逆潮流制御）は、解約日または終了日の後、制御停止に必要な手続が完了した日（以下「制御終了日」といいます。）に終了します。このため、解約日または終了日から制御終了日までの間は制御が行われることがあります。なお、制御終了日は原則として、解約日または終了日のいずれかが属する月の末日とします。
	4 契約期間中に第3条第1項各号の条件を満たさなくなった場合、前条各号の行為をしたと判断した場合、または、その他合理的な理由があると当社が判断した場合、当社は、何らの催告なく本サービスの利用を中止または本契約を解約することができます。なお、この場合においてお客さまに損害または損失が発生した場合でも、当社は一切その責任を負わないものとします。	6 当社は、お客さまが本契約に違反した場合、相当の期間を定めて是正を求めたにもかかわらず是正されないときは、本サービスの利用を停止し、または本契約を解除することができます。ただし、前条第2号から第11号までの行為その他の重大な契約違反があり、お客さまとの信頼関係が著しく損なわれた場合、またはサービスの継続が客観的に困難である場合には、催告を行うことなく、本サービスの利用を停止し、または本契約を解除することができます。
第8条	1 …お客さまに損害または損失が発生した場合でも、当社は一切その責任を負わないものとします。	…お客さまに損害または損失が発生した場合でも、当社はその責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失による場合は除きます。
第10条	新設	1 当社は、本約款、特約、当社との電気需給契約、卒FIT契約その他本サービスに関する事項について、電子メール、当社ホームページ、情報表示機能、申込フォームその他当社が適切と認める方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により、お客さまにお知らせすることがあります。

条項	変更前	変更後
	新設	2 お客さまには、本約款および特約に基づき、当社との電気需給契約に係る電気事業法第2条の13第2項に定める契約締結前交付書面に記載すべき事項および同法第2条の14第1項に定める契約締結後交付書面に記載すべき事項が生じた場合については、当社が適当と判断した方法により提供することに同意するものとします。
	新設	3 お客さまには、本約款および特約の変更が、当社との電気需給約款等に係る供給条件の変更に該当し、当該供給条件の説明および契約締結前後の書面交付を、当社が適当と判断した方法により、変更しようとする事項のみを説明・記載する方法で行うことをあらかじめ承諾いただきます。また、当該供給条件の変更が法令の制定改廃等にもなう形式的変更等の場合は、変更事項の概要のみを説明し、契約締結後の書面交付をしないことを承諾いただきます。
第11条 (旧第10条)	お客さまは、…その損害を賠償する責任を負います。	お客さまは、…その損害を賠償する責任を負います。この損害には、当社が当該違反への対応のために合理的に支出した費用を含みます。
第12条 (旧第11条)	1(2) 本約款の内容やお客さまが本約款を通じて得る情報についての完全性、正確性、確実性または有用性等 4 …契約不適合責任その他に一切の責任を負いません。 6 当社はお客さまが電気需給契約を変更したこと…に伴う不利益（光熱費の増減、以前の他社の契約に再申込できないこと等）について一切の責任を負いません。 7 本サービスにおける電気の需給調整の結果について、当社は一切の責任を負いません。 8 当社は本サービスにより国や自治体の補助金の交付条件となる他社の制御が実施されないことについて一切の責任を負いません。	1(2) 本サービスに関連してお客さまが得る情報についての完全性、正確性、確実性または有用性等 4 …契約不適合責任その他に責任を負いません。ただし、当社の故意または重過失による場合は除きます。 6 当社はお客さまが電気需給契約を変更したこと…に伴う不利益（光熱費の増減、以前の他社の契約に再申込できないこと等）について責任を負いません。ただし、当社の故意または重過失による場合は除きます。 7 当社の本サービスの履行における電気の需給調整の結果により、お客さまの電気料金や売電収入に変動が生じてても責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失による場合は除きます。 8 当社は、本サービスにより国や自治体の補助金の交付条件として第三者が行う対象設備への制御と重複または競合したことにより当該第三者の制御が実施されないことについては責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失による場合は除きます。
第13条 (旧第12条)	2 前項に基づく本約款の変更によって生じたお客さまの損害については、当社は一切その責任を負わないものとします。	削除
Ⅱ. おたすけ特約（現行：卒FIT逆潮流特約）		
名称	卒FIT逆潮流特約	おたすけ特約
第1条	新設	おたすけ特約（以下「本特約」といいます。）は、当社が本約款に定める遠隔制御の一環として、対象設備に蓄電された電力を一般送配電事業者の電力系統へ流す制御（以下「逆潮流制御」といいます。）および逆潮流制御を行った電力量に当社規定の単価を乗じて算定する報酬のお支払い（以下「報酬還元」といいます。）を行うことについての、当社とお客さまとの間の契約を定めたものです。
	新設	なお、2026年10月31日時点で、卒FIT逆潮流特約が

条項	変更前	変更後
		適用されていたお客さまは、2026 年 11 月 1 日以降、何らの手続きを要することなく本特約の適用を受けるものとします。
第 2 条 (旧第 1 条)	この特約（以下「卒 FIT 逆潮流特約」といいます。）は以下の各号の条件のいずれも満たした方が、(i) 2025 年 4 月 30 日までに「IGNITURE 蓄電池サービス」に加入済みで、2025 年 5 月 1 日以降、本約款の適用を受けるお客さまは何らの手続きを要することなく自動で、 (ii) 2025 年 5 月 1 日以降に本サービスにお申込みされたお客さまは卒 FIT 逆潮流特約の適用を希望したときに、適用されます。	1 本特約は、次の各号の条件をいずれも満たす方が、当社所定の方法により本特約に申し込み、当社がこれを承諾したときに適用されます。
	新設	2 当社は、当社所定の方法により第 4 条第 2 項各号の条件の充足を確認したうえで、お客さまの申し込みを承諾します。
	新設	3 前項の確認が完了していない場合または第 4 条第 2 項各号の条件の全部もしくは一部を満たさない場合であっても、お客さまの申し込みは当然にはその効力を失いません。ただし、当社は、当該条件の充足を確認するまでお客さまの申込みを承諾しないものとします。
第 3 条 (旧第 2 条)	第 3 条に定める「太陽光電力買取サービス」の契約を解約した場合、当社は、何らの催告なく卒 FIT 逆潮流特約を解約することができます。なお、この場合においてお客さまに損害または損失が発生した場合でも、当社は一切その責任を負わないものとします。	1 本特約の有効期間は、お客さまの申し込みを当社が承諾した日から、本契約または本特約が解約、解除その他の事由により終了する日までとします。
	新設	2 逆潮流制御および報酬還元は、原則として、当社が第 4 条第 2 項各号の条件の充足を確認した日の属する月の翌月 1 日から実施します。
	新設	3 本特約の適用期間中に、第 4 条第 2 項各号の条件の全部または一部を満たさなくなった場合、当社は、その事由が解消するまで逆潮流制御および報酬還元の全部または一部を停止します。この場合、当社は事前に通知したうえで、本特約を解約し、または本特約に基づく逆潮流制御および報酬還元を終了することができます。
	新設	4 当社は、法令もしくは制度の変更、一般送配電事業者の要請もしくは系統連系に係る条件の変更、対象設備に係る技術的制約、システム改修もしくは保守上の制約または事業運営上その他合理的な理由がある場合、事前に通知したうえで、本特約の全部または一部を終了することができます。
第 4 条 (旧第 3 条)	3 対象設備からの逆潮流によりお客さまが発電側課金制度の対象となりうると当社が認めた場合などは、逆潮流制御を行わない場合があります。	2 逆潮流制御および報酬還元は、当社が次の各号の条件をすべて満たすことを確認した場合に限り実施します。 (ア) 対象設備を設置する住居において、当社との電気需給契約を締結していること (イ) 前号の電気需給契約において、本約款第 10 条第 2 項に定める電磁的方法による通知および書面に記載すべき事項の提供に同意していること (ウ) 対象設備を設置する住居において、太陽光電力買取サービスに係る契約があること (エ) 当社との電気需給契約および前号の契約の契約名義が、本契約の契約名義と一致していること

条項	変更前	変更後
		(オ) 対象設備が当社の別途指定する機種であり、かつ当社所定の制御構成であること (カ) 対象設備が逆潮流制御可能な機器設定となっていること (キ) 対象設備について、逆潮流制御が可能な系統連系申請が行われていること (ク) 対象設備を設置する住居において、サービスブレーカーが設置されていないこと (ケ) 対象設備からの逆潮流によって、お客さまが発電側課金制度および出力制御等の対象とならないこと (コ) その他、当社が必要と認める条件を満たしていること
	新設	3 当社は、当社が実施する逆潮流制御に対する報酬還元を、別紙の定めるところにより行います。
第 5 条 (旧第 4 条)	新設	3 (1) 対象設備を逆潮流制御が可能な状態に維持すること (2) 対象設備について、逆潮流制御のために必要となる系統連系手続き、設定その他当社が必要と認める対応に協力すること (3) 逆潮流制御または報酬還元に必要な情報について当社が確認を求めた場合、正確な情報を提供すること (4) 対象設備の逆潮流に関する設定について、当社または当社委託事業者が行った設定を、当社の承諾なく変更しないこと
第 6 条 (旧第 5 条)	卒 FIT 逆潮流特約に定めのない事項については、本約款が適用又は準用されるものとします。	別紙は、本特約の一部を構成するものとします。本特約に定めのない事項については、本約款が適用または準用されるものとします。
別紙	新設	逆潮流制御の内容（コース区分）、報酬単価、報酬額の算定方法、報酬還元の支払、報酬還元を行わない場合、コース切替等について定めます。詳細は改定後の「おたすけ特約 別紙」をご確認ください。